





う。) 又は更生協同組織金融機関(同法第四条第七項に規定する更生協同組織金融機関をいう。)について準用する。この場合において、第三項中「民事再生法(平成十一年法律第二百二十九号)第二百二十七条第一項」とあるのは、「会社更生法(平成十四年法律第一百五十四号)第八十六条第一項並びに金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第五十七条第一項及び第二百二十三条第一項」と、「同項各号」とあるのは、「これらの規定定」と、前項中「再生債権者」とあるのは、「更生債権者又は更生担保権者」と、「否認権限を有する監督委員又は管財人」とあるのは、「管財人」と、「再生債務者財産(民事再生法第十二条第一項第一号に規定する再生債務者財産をいう。)第二十五条第四項において同じ。」)とあるのは、「更生会社財産(会社更生法第二条第十四項に規定する更生会社財産又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第一百六十九条第十四項に規定する更生会社財産をいう。)又は更生協同組織金融機関財産(同法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。)と読み替えるものとする。

(会計の原則)

**第十三条** 信託の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

## 第二章 信託財産等

(信託財産に属する財産の対抗要件)

**第十四条** 登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産については、信託の登記又は登録をしなければ、当該財産が信託財産に属することを第三者に對抗することができる。

(信託財産に属する財産の範囲)

**第十五条** 受託者は、信託財産に属する財産の占有について、委託者の占有の瑕疵を承継する。

一 信託財産に属する財産の管理、処分、滅失、損傷その他の事由により受託者が得た財産

二 次条、第十八条、第十九条(第八十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)、第二百二十六条第三項、第二百二十八第三項及び第二百五

う。)十四条第二項の規定により信託財産に属することとなつた財産(第十八条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により信託財産に属するものとみなされた共同持分及び第十九条の規定による分割によつて信託財産に属することとされた財産を含む。)

**第十七条** 信託財産に属する財産と固有財産若しくは他の信託の信託財産に属する財産との付合若しくは混和又はこれらの財産を材料とする加工があつた場合には、各信託の信託財産及び固有財産に属する財産は各自の所有者に属するものとみなして、民法第二百四十二条から第二百四十八条までの規定を適用する。

(信託財産に属する財産の付合等)

**第十八条** 信託財産に属する財産と固有財産に属する財産とを識別することができなくなつた場合(前条に規定する場合を除く。)には、各財産の共有持分が信託財産と固有財産とに属するものとみなす。この場合において、その共有持分の割合は、その識別することができなくなつた当時における各財産の価格の割合に応ずる。

2 前項の共有持分は、相等しいものと推定する。

3 前二項の規定は、ある信託の受託者が他の信託の受託者を兼ねる場合において、各信託の信託財産に属する財産を識別することができなくなつたとき(前条に規定する場合を除く。)について準用する。この場合において、第一項中の「信託財産と固有財産」とあるのは、「各信託の信託財産」と読み替えるものとする。

(信託財産と固有財産等とに属する共有物の分割)

**第十九条** 受託者に属する特定の財産について、その共有持分が信託財産と固有財産とに属する場合には、次に掲げる方法により、当該財産の分割をすることができる。

一 信託行為において定めた方法

二 受託者と受益者(信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人)との協議による方法

三 分割をすることが信託の目的の達成のために合理的に必要と認められる場合であつて、受益者の利益を害しないことがある場合にあつては、信託管理人との協議により取り消すことができる。

四 第一百三十一条第一項又は第二項(これらの規定を第七十五条第四項において準用する場合を含む。)において同じ。)の規定により取り消すことができない行為(当該行為の相手方が、当該行為の当時、当該行為が信託財産のためにされたものであることを知らなかつたもの(信託財産に属する財産について権利を設定し又は移転する行為を除く。)を除く。)

五 信託財産のためにして行為であつて受託者の権限に属するものによって生じた権利の権限に属する旨の信託行為の定めがあるもの

六 信託財産のためにした行為であつて受託者の権限に属しないもののうち、次に掲げるものによって生じた権利の権限に属するものによる

七 第二十七条第一項又は第二項(これらの規定を第七十五条第四項において準用する場合を含む。)において同じ。)の規定により取り消すことができない行為(当該行為の相手方が、当該行為の当時、当該行為が信託財産のためにされたものであることを知らなかつたもの(信託財産に属する財産について権利を設定し又は移転する行為を除く。)を除く。)

八 受託者が信託事務を処理するについてした不法行為によつて生じた権利

に照らして正当な理由があるときは、受託者が決する方法

2 前項に規定する場合において、同項第二号の協議が調わないときその他同項各号に掲げる方針があつては、信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人(信託財産と同項の共有物の分割を請求することができる。

3 受託者に属する特定の財産について、その共有持分が信託財産と他の信託の信託財産とに属する場合には、次に掲げる方法により、当該財産の分割をすることができる。

一 各信託の信託行為において定めた方法

二 各信託の受益者(信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人)の協議による方法

三 各信託について、分割をすることが信託の目的の達成のために合理的に必要と認められる場合であつて、受益者の利益を害しないことが明らかであるとき、又は当該分割の信託財産に与える影響、当該分割の目的及び態様、受託者の受益者との実質的な利害関係の状況その他の事情に照らして正当な理由があるときは、各信託の受託者が決する方法

4 前項に規定する場合において、同項第二号の協議が調わないときその他同項各号に掲げる方法による分割をすることができないときは、各信託の受益者(信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人)は、裁判所に対し、同項の共有物の分割を請求することができる。

(信託財産に属する財産についての混同の特例)

**第二十条** 同一物について所有権及び他の物権が信託財産と固有財産又は他の信託の信託財産とにそれぞれ帰属した場合には、民法第七十九条第一項本文の規定にかかるわらず、当該他の物権は、消滅しない。

2 所有権以外の物権及びこれを目的とする他の権利が信託財産と固有財産又は他の信託の信託財産とそれぞれ帰属した場合には、民法第七十九条第二項前段の規定にかかるわらず、当該他の物権は、消滅しない。

3 次に掲げる場合には、当該債権は、消滅しない。

一 信託財産に属する債権に係る債務が受託者に帰属した場合(当該債権が信託財産に属すこととなつた場合を除く。)

二 信託財産に属する債権に係る債務が受託者との実質的な利害関係の状況その他の事情

に帰属した場合(当該債権が信託財産に属すこととなつた場合を除く。)

三 固有財産又は他の信託の信託財産に属する債権に係る債務が受託者に帰属した場合(当該債権が信託財産に属することとなつた場合を除く。)

四 受託者の債務(信託財産責任負担債務を除く。)に係る債権が受託者に帰属した場合(当該債権が信託財産に属することとなつた場合を除く。)

五 信託財産責任負担債務の範囲)

**第二十一条** 次に掲げる権利に係る債務は、信託財産責任負担債務となる。

一 受益債権

二 信託財産に属する財産について信託前の原因によつて生じた権利

三 信託前に生じた委託者に対する債権であつて、当該債権に係る債務を信託財産責任負担債務とする旨の信託行為の定めがあるもの

四 第一百三十一条第一項又は第二項の規定による受益債権

五 信託財産のためにした行為であつて受託者の権限に属するものによって生じた権利の権限に属するものによる

六 信託財産のためにした行為であつて受託者の権限に属しないもののうち、次に掲げるものによって生じた権利の権限に属するものによる

七 第二十七条第一項又は第二項(これらの規定を第七十五条第四項において準用する場合を含む。)において同じ。)の規定により取り消すことができない行為(当該行為の相手方が、当該行為の当時、当該行為が信託財産のためにされたものであることを知らなかつたもの(信託財産に属する財産について権利を設定し又は移転する行為を除く。)を除く。)

八 受託者が信託事務を処理するについてした不法行為によつて生じた権利









掲げる区分に応じ、当該各号の財産に係る第四項の強制執行又は担保権の実行の手続において、当該各号に定める金額について、他の債権者の権利に優先する。

一 信託財産に属する財産の保存のために支出した金額その他の当該財産の価値の維持のために必要であると認められるものその金額

二 信託財産に属する財産の改良のために支出した金額その他の当該財産の価値の増加に有益であると認められるものその金額又は現に存する増価額のいずれか低い金額

(信託財産責任負担債務の弁済による受託者の代位)

**第五十条** 受託者は、信託財産責任負担債務を固有財産をもつて弁済した場合において、これにより前条第一項の規定による権利を有することとなつたときは、当該信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者に代位する。この場合においては、同項の規定により受託者が有する権利は、その代位との関係においては、金銭債権とみなす。

前項の規定により受託者が同項の債権者に代位するときは、受託者は、遅滞なく、当該債権者の有する債権が信託財産責任負担債務に係る債権である旨及びこれを固有財産をもつて弁済した旨を当該債権者に通知しなければならない。

(費用等の償還等と同時履行)

**第五十一条** 受託者は、第四十九条第一項の規定により受託者が有する権利が消滅するまでは、受益者又は第八百一十二条第一項第二号に規定する帰属権利者に対する信託財産に係る給付すべき債務の履行を拒むことができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めによることによる。

(信託財産が費用等の償還等に不足している場合の措置)

**第五十二条** 受託者は、第四十八条规定により信託財産から費用等の償還又は費用の前払を受けけるのに信託財産(第四十九条第二項の規定により処分することができないものを除く。第一号及び第四項において同じ。)が不足している場合において、委託者及び受益者に対し次に掲げる事項を通知し、第二号の相

当の期間を経過しても委託者又は受益者から費用等の償還又は費用の前払を受けなかつたときは、信託を終了させることができる。

一 信託財産が不足しているため費用等の償還又は費用の前払を受けることができない旨

二 受託者の定める相当の期間内に委託者又は受益者から費用等の償還又は費用の前払を受けないときは、信託を終了させる旨

三 受託者が現に存しない場合における第一項の規定の適用については、同項中「委託者及び受益者」とあり、及び「委託者又は受益者」とあるのは、「受益者」とする。

四 第四十八条第一項又は第二項の規定により信託財産から費用等の償還又は費用の前払を受けるので信託財産が不足している場合において、委託者及び受益者が現に存しないときは、受託者は、「委託者」とする。

(信託財産からの損害の賠償)

**第五十三条** 受託者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める損害の額について、信託財産からその賠償を受けることができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

一 受託者が信託事務を処理するため自己に過失なく損害を受けた場合 当該損害の額

二 受託者が信託事務を処理するため第三者の故意又は過失によって損害を受けた場合(前号に掲げる場合を除く) 当該第三者に対し賠償を請求することができる額

三 受託者が(第六項及び第七項を除く)並びに前二条の規定は、前項の規定による信託財産からの損害の賠償について準用する。(受託者の信託報酬)

**第五十四条** 受託者は、信託の引受けについて商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百二十二条の規定の適用がある場合のほか、信託行為に受託者が信託財産から信託報酬(信託事務の処理の対価として受託者の受けれる財産上の利益をいう。以下同じ。)を受ける旨の定めがある場合に限り、信託財産から信託報酬を受けること

2 前項の場合には、信託報酬の額は、信託行為に信託報酬の額又は算定方法に関する定めがあるときはその定めるところにより、その定めがないときは相相当の額とする。

3 前項の規定に定めがあるときは、その定めによるところによる。

4 前項第三号に掲げる事由が生じた場合において、同項ただし書の定めにより受託者の任務が終了しないときは、受託者の職務は、破産債務

3 前項の定めがないときは、受託者は、信託行為に規定する場合において、管財人が受託者が再生手続開始の決定を受けたことによっては、終了しない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 受託者の任務は、受託者が再生手続開始の決

定を受けた場合について準用する。この場合において、前項中「管財人があるとき」とあるのは、「管財人があるとき(会社更生法第七十四条第二項(金融機関等の更生手続の特例等)において、前項中「管財人があるとき」とあるの

は、「管財人があるとき(会社更生法第七十四条第二項(金融機関等の更生手続の特例等)において、前項中「管財人があるとき」とあるの

は、「管財人があるとき(会社更生法第七十四条第二項(金融機関等の更生手続の特例等)において、前項中「管財人があるとき」とあるの

は、「管財人があるとき(会社更生法第七十四条第二項(金融機関等の更生手続の特例等)において、前項中「管財人があるとき」とあるの

は、「管財人があるとき(会社更生法第七十四条第二項(金融機関等の更生手続の特例等)において、前項中「管財人があるとき」とあるの

は、「管財人があるとき(会社更生法第七十四条第二項(金融機関等の更生手続の特例等)において、前項中「管財人があるとき」とあるの

は、「管財人があるとき(会社更生法第七十四条第二項(金融機関等の更生手続の特例等)において、前項中「管財人があるとき」とあるの

は、「管財人があるとき(会社更生法第七十四条第二項(金融機関等の更生手続の特例等)において、前項中「管財人があるとき」とあるの

は、「管財人があるとき(会社更生法第七十四条第二項(金融機関等の更生手続の特例等)において、前項中「管財人があるとき」とあるの

きは、裁判所は、委託者又は受益者の申立てにより、受託者を解任することができる。

5 裁判所は、前項の規定により受託者を解任する場合には、受託者の陳述を聽かなければならぬ。

6 第四項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。

7 第四項の規定による解任の裁判に対しては、委託者、受託者又は受益者に限り、即時抗告をすることができる。

8 委託者が現に存しない場合には、第一項及び第二項の規定は適用しない。

(前受託者の義務等)

第五十九条 第五十六条第一項第三号から第七号までに掲げる事由により受託者の任務が終了した場合には、受託者であつた者(以下「前受託者」という。)は、受益者に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによること。

2 第五十六条第一項第三号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合には、前受託者は、破産管財人に対し、信託財産に属する財産の内容及び所在、信託財産責任負担債務の内容その他の法務省令で定める事項を通知しなければならない。

3 第五十六条第一項第四号から第七号までに掲げる事由により受託者の任務が終了した場合には、前受託者は、新たなる受託者(第六十四条第一項の規定により信託財産管理者が選任された場合にあっては、信託財産管理者。以下この節において「新受託者等」といふ。)が信託事務において「新受託者等」といふ。が信託事務の処理をすることができるに至るまで、引き続き信託財産に属する財産の保管をし、かつ、信託事務の引継ぎに必要な行為をしなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがある場合は、前受託者は、その義務を加重することができます。

4 第五十六条第一項第三号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合には、破産管財人は、新受託者等が信託事務を処理することができるように至るまで、信託財産に属する財産の保管をし、かつ、信託事務の引継ぎに必要な行為をしなければならない。

5 前項の場合において、破産管財人が信託財産に属する財産の処分をしようとするときは、受益者は、破産管財人に対し、当該財産の処分をやめることを請求することができる。ただし、信託行為に別段の定めがある場合には、前受託者は、新受託者等が信託事務の処理をすることができるに至るまで、引き続き受託者としての権利義務を有する。ただし、信託行為に別段の定めがあることは、この限りでない。

6 第二項の場合(前項本文に規定する場合を除く。)において、前受託者が信託財産に属する

財産の処分をしようとするときは、受益者は、前受託者に対し、当該財産の処分をやめることを請求することができる。ただし、新受託者を任命することができる。

7 前受託者の相続人等の通知及び保管の義務等)

第六十条 第五十六条第一項第一号又は第二号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合において、前受託者の相続人(法定代理人が現に存する場合は、その法定代理人)又は成年後見人若しくは保佐人(以下この節において「前受託者の相続人等」と総称する。)がその事実を知っているときは、前受託者の相続人は、知っている受益者に対し、これを通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 第五十六条第一項第一号又は第二号に掲げる事由により受託者の任务が終了した場合には、前受託者の相続人等は、新受託者等又は信託財産法人管理人が信託事務の処理をすることがで

きるに至るまで、信託財産に属する財産の保管をし、かつ、信託事務の引継ぎに必要な行為をしなければならない。

3 前項の場合において、前受託者の相続人等が信託財産に属する財産の処分をしようとするときは、受益者は、これらの者に対し、当該財産の処分をやめることを請求することができます。

4 第五十六条第一項各号に掲げる事由により受託者の任务が終了した場合には、新受託者となるべき者を指定する定めがあるときは、利害関係人は、新受託者となるべき者として指定期間内に就任の承諾をするかどうかを確定された者が信託の受けをせず、若しくはこれをしないときは、委託者及び受益者は、その合意により、新受託者を選任することができる。

2 第五十六条第一項各号に掲げる事由により受託者の任务が終了した場合において、信託行為に新たな受託者(以下「新受託者」といふ。)に関する定めがないときは、又は信託行為の定めにより新受託者となるべき者として指定された者が信託の受けをせず、若しくはこれをしないときは、委託者及び受益者は、その合意により、新受託者を選任することができる。

2 前項の申立てを却下する裁判には、理由を付さなければならない。

3 裁判所は、信託財産管理命令を変更し、又は取り消すことができる。

4 信託財産管理命令及び前項の規定による決定に對しては、利害関係人に限り、即時抗告をすることができる。

(信託財産管理者の選任等)

第六十二条 第五十六条第一項各号に掲げる事由により受託者の任务が終了した場合において、信託行為に新たな受託者(以下「新受託者」といふ。)に関する定めがないときは、受益者は、その合意により、新受託者を選任することができる。

2 前項の各号に掲げる事由により受託者の任务が終了した場合において、信託行為に新たな受託者(以下「新受託者」といふ。)に関する定めがないときは、受益者は、その合意により、新受託者を選任することができる。

3 裁判所は、信託財産管理命令を変更し、又は取り消すことができる。

4 信託財産管理命令及び前項の規定による決定に對しては、利害関係人に限り、即時抗告をすることができる。

(信託財産管理者の選任等)

第六十三条 第五十六条第一項各号に掲げる事由により受託者の任务が終了した場合において、新受託者が選任されておらず、かつ、必要があると認めるときは、新受託者が選任されるまでの間、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託財産管理者による管理を命ずる处分(以下この款において「信託財産管理命令」という。)をすることができる。

2 前項の申立てを却下する裁判には、理由を付さなければならない。

3 裁判所は、信託財産管理命令を変更し、又は取り消すことができる。

4 信託財産管理命令及び前項の規定による決定に對しては、利害関係人に限り、即時抗告をすることができる。

(信託財産管理者の選任等)

第六十四条 裁判所は、信託財産管理命令をする場合には、当該信託財産管理命令において、信託財産管理者を選任しなければならない。

5 前項の規定による信託財産管理者の選任の裁決に對しては、不服を申し立てることができない。

6 前項の規定による信託財産管理者の選任の裁決に對しては、不服を申し立てることができない。

7 前項の規定による信託財産管理者の選任の裁決に對しては、不服を申し立てることができない。

8 前項の規定による信託財産管理者の選任の裁決に對しては、不服を申し立てることができない。

9 前項の規定による信託財産管理者の選任の裁決に對しては、不服を申し立てることができない。

認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、新受託者を選任することができる。

5 前項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。

6 第四項の規定による新受託者の選任の裁判に對しては、委託者若しくは受益者又は現に存する受託者に限り、即時抗告をすることができる。

7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

8 委託者が現に存しない場合における前各項の規定の適用については、第一項中「委託者及び受益者は、その合意により」とあるのは「受益者は」と、第三項中「委託者及び受益者」とあるのは「受益者」と、第四項中「同項の合意に係る協議の状況」とあるのは「受益者の状況」とする。

9 委託者が現に存しない場合における前各項の規定の適用については、第一項中「委託者及び受益者は、その合意により」とあるのは「受益者は」と、第三項中「委託者及び受益者」とあるのは「受益者」と、第四項中「同項の合意に係る協議の状況」とあるのは「受益者の状況」とする。

10 委託者が現に存しない場合における前各項の規定の適用については、第一項中「委託者及び受益者は、その合意により」とあるのは「受益者は」と、第三項中「委託者及び受益者」とあるのは「受益者」と、第四項中「同項の合意に係る協議の状況」とあるのは「受益者の状況」とする。

11 委託者が現に存しない場合における前各項の規定の適用については、第一項中「委託者及び受益者は、その合意により」とあるのは「受益者は」と、第三項中「委託者及び受益者」とあるのは「受益者」と、第四項中「同項の合意に係る協議の状況」とあるのは「受益者の状況」とする。

12 委託者が現に存しない場合における前各項の規定の適用については、第一項中「委託者及び受益者は、その合意により」とあるのは「受益者は」と、第三項中「委託者及び受益者」とあるのは「受益者」と、第四項中「同項の合意に係る協議の状況」とあるのは「受益者の状況」とする。

13 委託者が現に存しない場合における前各項の規定の適用については、第一項中「委託者及び受益者は、その合意により」とあるのは「受益者は」と、第三項中「委託者及び受益者」とあるのは「受益者」と、第四項中「同項の合意に係る協議の状況」とあるのは「受益者の状況」とする。

14 委託者が現に存しない場合における前各項の規定の適用については、第一項中「委託者及び受益者は、その合意により」とあるのは「受益者は」と、第三項中「委託者及び受益者」とあるのは「受益者」と、第四項中「同項の合意に係る協議の状況」とあるのは「受益者の状況」とする。

15 委託者が現に存しない場合における前各項の規定の適用については、第一項中「委託者及び受益者は、その合意により」とあるのは「受益者は」と、第三項中「委託者及び受益者」とあるのは「受益者」と、第四項中「同項の合意に係る協議の状況」とあるのは「受益者の状況」とする。

16 委託者が現に存しない場合における前各項の規定の適用については、第一項中「委託者及び受益者は、その合意により」とあるのは「受益者は」と、第三項中「委託者及び受益者」とあるのは「受益者」と、第四項中「同項の合意に係る協議の状況」とあるのは「受益者の状況」とする。

17 委託者が現に存しない場合における前各項の規定の適用については、第一項中「委託者及び受益者は、その合意により」とあるのは「受益者は」と、第三項中「委託者及び受益者」とあるのは「受益者」と、第四項中「同項の合意に係る協議の状況」とあるのは「受益者の状況」とする。

18 委託者が現に存しない場合における前各項の規定の適用については、第一項中「委託者及び受益者は、その合意により」とあるのは「受益者は」と、第三項中「委託者及び受益者」とあるのは「受益者」と、第四項中「同項の合意に係る協議の状況」とあるのは「受益者の状況」とする。

19 委託者が現に存しない場合における前各項の規定の適用については、第一項中「委託者及び受益者は、その合意により」とあるのは「受益者は」と、第三項中「委託者及び受益者」とあるのは「受益者」と、第四項中「同項の合意に係る協議の状況」とあるのは「受益者の状況」とする。

20 委託者が現に存しない場合における前各項の規定の適用については、第一項中「委託者及び受益者は、その合意により」とあるのは「受益者は」と、第三項中「委託者及び受益者」とあるのは「受益者」と、第四項中「同項の合意に係る協議の状況」とあるのは「受益者の状況」とする。

21 委託者が現に存しない場合における前各項の規定の適用については、第一項中「委託者及び受益者は、その合意により」とあるのは「受益者は」と、第三項中「委託者及び受益者」とあるのは「受益者」と、第四項中「同項の合意に係る協議の状況」とあるのは「受益者の状況」とする。

22 委託者が現に存しない場合における前各項の規定の適用については、第一項中「委託者及び受益者は、その合意により」とあるのは「受益者は」と、第三項中「委託者及び受益者」とあるのは「受益者」と、第四項中「同項の合意に係る協議の状況」とあるのは「受益者の状況」とする。

23 委託者が現に存しない場合における前各項の規定の適用については、第一項中「委託者及び受益者は、その合意により」とあるのは「受益者は」と、第三項中「委託者及び受益者」とあるのは「受益者」と、第四項中「同項の合意に係る協議の状況」とあるのは「受益者の状況」とする。

4	前項第一号の規定は、同号に掲げる事項に変更を生じた場合について準用する。
5	信託財産管理命令があつた場合において、信託財産に属する権利で登記又は登録がされたものがあることを知つたときは、裁判所書記官は、職権で、滞滞なく、信託財産管理命令の登記又は登録を嘱託しなければならない。
6	信託財産管理命令を取り消す裁判があつたとき、又は信託財産管理命令があつた後に新受託者が選任された場合において当該新受託者が信託財産管理命令の登記若しくは登録の抹消の嘱託の申立てをしたときは、裁判所書記官は、職権で、滞滞なく、信託財産管理命令の登記又は登録の抹消を嘱託しなければならない。 (前受託者がした法律行為の効力)
7	第六十五条 前受託者が前条第一項の規定による信託財産管理者の選任の裁判があつた後に信託財産に属する財産に関する法律行為は、信託財産との関係においては、その効力を主張することができない。
8	第六十六条 第六十四条第一項の規定により信託財産管理者が選任された場合には、受託者の職務の遂行並びに信託財産に属する財産の管理及び处分をする権利は、信託財産管理者に専属する。

9	二人以上の信託財産管理者があるときは、これらのが共同してその権限に属する行為をしなければならない。ただし、裁判所の許可を得て、それぞれ单独にその職務を行い、又は職務を分掌することができる。
10	三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。信託財産管理者が次に掲げる行為の範囲を超える行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。
11	二 信託財産に属する財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為
12	前項の規定に違反して行つた信託財産管理者の行為は、無効とする。ただし、信託財産管理

13	前受託者が就任した場合について準用する。この場合において、同条第一項中「受益者」(信託財産管理者による新受託者への信託事務の引継ぎ等)第七十七条の規定は、信託財産管理者の選任後に新受託者が就任した場合について
14	前受託者が就任したときは、新受託者は、前受託者の任務が終了した時に、その時に存する信託に関する権利義務を前受託者から承継したものとみなす。
15	前項の規定にかかわらず、第五十六条第一項第五号に掲げる事由(第五十七条第一項の規定によるものに限る)により受託者の任務が終了した時に、その時に存する信託債権に係る債務が新受託者に承継された場合にも、前受託者は、自己の固有財産をもつて、その承継された債務を履行する責任を負う。ただし、信託財産に属する財産のみをもつ

16	者がこれをもつて善意の第三者に対抗することができない。
17	信託財産管理者は、第二項ただし書又は第四項の許可の申立てをする場合には、その原因となる事実を疎明しなければならない。
18	第二項ただし書又は第四項の許可の申立てを却下する裁判には、理由を付さなければならぬ。
19	第六十七条 信託財産管理者は、就職の後直ちに信託財産に属する財産の管理に着手しなければならない。 (当事者適格)
20	第六十八条 信託財産に関する訴えについては、信託財産管理者を原告又は被告とする。 (信託財産管理者の義務等)
21	第六十九条 信託財産管理者は、その職務を行うに当たっては、受託者と同一の義務及び責任を負う。 (信託財産管理者の辞任及び解任)
22	第七十条 第五十七条第二項から第五項までの規定は信託財産管理者の辞任について、第五十八条第四項から第七項までの規定は信託財産管理者の解任について、それぞれ準用する。この場合において、第五十七条第二項中「やむを得ない事由」とあるのは、「正当な事由」と読み替えるものとする。 (信託財産管理者の報酬等)
23	第七一条 信託財産管理者は、信託財産から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができる。
24	前項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判をする場合には、信託財産管理者の陳述を聴かなければならない。
25	第一項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判に対しても、信託財産管理者に限り、即時抗告をすることができる。
26	前項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判に対する抗告には、信託財産管理者の陳述を聴かなければならない。
27	第五款 受託者の変更に伴う権利義務
28	第六十四条の規定は信託財産法人管理命令を発する場合について、第六十六条から第七十二条までの規定は信託財産法人管理人について、それぞれ準用する。
29	第六十五条 第五十六条第一項各号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合において、新受託者が就任したときは、新受託者は、前受託者の任務が終了した時に、その時に存する信託に関する権利義務を前受託者から承継したものとみなす。
30	前項の規定にかかわらず、第五十六条第一項第五号に掲げる事由(第五十七条第一項の規定によるものに限る)により受託者の任務が終了した時に、その時に存する信託債権に係る債務が新受託者に承継された場合にも、前受託者は、自己の固有財産をもつて、その承継された債務を履行する責任を負う。ただし、信託財産に属する財産のみをもつ



(受益者指定権等)  
**第八十九条** 受益者を指定し、又はこれを変更する権利(以下この条において「受益者指定権等」という。)を有する者の定めのある信託においては、受益者指定権等は、受託者に対する意思表示によって行使する。  
2 前項の規定にかかわらず、受益者指定権等は、遺言によつて行使することができる。  
3 前項の規定により遺言によつて受益者指定権等が行使された場合において、受託者がこれを知らないときは、これにより受益者となつたことをもつて当該受託者に対抗することができない。  
4 受託者は、受益者を変更する権利が行使されたことにより受益者があつた者がその受益権を失つたときは、その者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。  
5 受益者指定権等は、相続によつて承継されない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。  
6 受益者指定権等を有する者が受託者である場合における第一項の規定の適用については、同項中「受託者」とあるのは、「受益者となるべき者」とする。  
(委託者の死亡時に受益権を取得する旨の定めのある信託等の特例)

**第九十条** 次の各号に掲げる信託においては、当該各号の委託者は、受益者を変更する権利を有する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。  
1 委託者の死亡時の後に受益者が信託財産に係る給付を受ける旨の定めのある信託  
2 前項第二号の受益者は、同号の委託者が死亡するまでは、受益者としての権利を有しない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。  
(受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する旨の定めのある信託の特例)

**第九十一条** 受益者の死亡により、当該受益者の有する受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する旨の定め(受益者の死亡により順次他の者が受益権を取得する旨の定めを含む。)を経過した時以後に現に存する受益者が当該定めにより受益権を取得した場合であつて当該受益者が死亡するまで又は当該受益権が消滅するまでの間、その効力を有する。

**第九十二条** 受益者による次に掲げる権利の行使は、信託行為の定めにより制限することができない。  
1 この法律の規定による裁判所に対する申立権  
2 第五条第一項の規定による催告権  
3 第二十三条第五項又は第六項の規定による異議を主張する権利  
4 第二十四条第一項の規定による支払の請求権  
5 第三十二条第六項又は第七項の規定による取消権  
6 第三十六条第一項又は第二項(これらの規定を第七十五条第四項において準用する場合を含む。)の規定による取消権  
7 第三十六条の規定による報告を求める権利  
8 第三十八条第一項又は第六項の規定による閲覧又は謄写の請求権  
9 第四十一条の規定による損失のてん補又は原状の回復の請求権  
10 第四十五条第一項の規定による損失のてん補又は原状の回復の請求権  
11 第四十四条の規定による差止めの請求権  
12 第四十五条第一項の規定による支払の請求権  
13 第五十九条第五項の規定による差止めの請求権  
14 第六十三条第三項又は第五項の規定による差止めの請求権  
15 第六十一条第一項の規定による支払の請求権  
16 第六十二条第二項の規定による催告権を放棄する権利  
17 第百三十八条第一項の規定による受益権を放棄する権利  
18 第百三十三条第一項又は第二項の規定による受益権取得請求権  
19 第百三十三条第二項の規定による催告権  
20 第百三十八条第二項の規定による催告権  
21 第百八十七条第一項の規定による交付又は提供の請求権

**二二二 第百九十条第二項の規定による閲覧又は謄写の請求権**  
**二二三 第百九十八条第一項の規定による記載**  
**二二四 第二百二十六条第一項の規定による金銭のてん補又は支払の請求権**  
**二二五 第二百二十八条第一項の規定による金銭のてん補又は支払の請求権**  
**二二六 第二百五十四条第一項の規定による損失のてん補の請求権**

**第二節 受益権の譲渡等**

**第一款 受益権の譲渡性**

**第九十三条** 受益者は、その有する受益権を譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。  
2 前項の規定にかかわらず、受益権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の信託行為の定め(以下この項において「譲渡制限の定め」という。)は、その質入制限の定めがされたことを知り、又は重大な過失によつて知らなかつた質権者その他の第三者に対抗することができる。

**第二款 受益権の譲渡の対抗要件**

**第九十四条** 受益権の譲渡は、譲渡人が受託者に通知をし、又は受託者が承諾をしなければ、受託者その他の第三者に対抗することができる。  
(受益権の譲渡の対抗要件)

**第三款 受益権の譲渡の抗弁**

**第九十五条** 受託者は、確定日付のある証書によつてしなければ、受託者以外の第三者に對抗することができる。(受益権の譲渡における受託者の抗弁)

**第四款 受益権の譲渡における受託者の抗弁**

**第九十五条の二** 相続により受益権が承継された場合において、民法第九百条及び第九百一条の規定により算定した相続分を超えて当該受益権を承継した共同相続人が当該受益権に係る遺言の内容(遺産の分割により当該受益権を承継した場合には、当該受益権に係る遺産の分割の内容)を明らかにして受託者にその承継の通知をしたときは、共同相続人の全員が受託者に通知をしたものとみなして、同法第八百九十九条の二第一項の規定を適用する。

**第五款 受益権の質入れ**

**第九十九条** 受益者は、受託者に対し、受益権を放棄する旨の意思表示をすることができる。ただし、受益者が信託行為の当事者である場合は、この限りでない。

**第六款 受益権の質権**

**第九十九条** 受益者は、前項の規定による意思表示をしたときは、当初から受益権を有していないものとみなす。ただし、第三者の権利を害することができない。

**第七款 受益債権**

**第一百条** 受益債権に係る債務については、受託者は、信託財産に属する財産のみをもつてこれを履行する責任を負う。

(受益債権と信託債権との関係)

**第一百一条** 受益債権は、信託債権に後れる。  
(受益債権の期間の制限)

**第二百二条** 受益債権の消滅時効は、次項及び第三項に定める事項を除き、債権の消滅時効の例による。

2 受益債権の消滅時効は、受益者が受益者としての指定を受けたことを知るに至るまでの間（受益者が現に存しない場合にあつては、信託管理人が選任されるまでの間）は、進行しない。

3 受益債権の消滅時効は、次に掲げる場合に限り、援用することができる。

一 受託者が、消滅時効の期間の経過後、遅滞なく、受益者に対し受益債権の存在及びその内容を相当の期間を定めて通知し、かつ、受益者からその期間内に履行の請求を受けなかったとき。

二 消滅時効の期間の経過時において受益者の所在が不明であるとき、その他信託行為の定め、受益者の状況、関係資料の滅失その他の事情に照らして、受益者に對し前号の規定による通知をしないことについて正当な理由があるとき。

4 受益債権は、これを行使することができる時から二十年を経過したときは、消滅する。

**第四款 受益債権取得請求権**

**（受益債権取得請求）**

**第一百三条** 次に掲げる事項に係る信託の変更（第一項において「重要な信託の変更」という。）がされる場合には、これにより損害を受けるおそれのある受益者は、受託者に對し、自己の有する受益債権を公正な価格で取得することを請求することができる。ただし、第一号又は第二号に掲げる事項に係る信託の変更がされる場合には、これにより損害を受けるおそれのあることを要しない。

一 信託の目的の変更  
二 受益債権の譲渡の制限  
三 受託者の義務の全部又は一部の減免（当該減免について、その範囲及びその意思決定の方法につき信託行為に定めがある場合を除く。）  
四 受益債権の内容の変更（当該内容の変更について、その範囲及びその意思決定の方法につき信託行為に定めた場合を除く。）  
五 信託行為において定めた事項

2 信託の併合又は分割がされる場合には、これらにより損害を受けるおそれのある受益者は、受託者に対し、自己の有する受益債権を公正な価格で取得することができる。ただし、前項第一号又は第二号に掲げる事項に係る変更を伴う信託の併合又は分割がされる場合にあっては、これらにより損害を受けるおそれがあることを要しない。

3 前項の受益者が、重要な信託の変更又は信託の併合若しくは信託の分割（以下この章において「重要な信託の変更等」という。）の意思決定に關与し、その際に当該重要な信託の変更等に賛成する旨の意思を表示したときは、前二項の規定は、当該受益者に對し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

4 受託者は、重要な信託の変更等の意思決定の日から二十日以内に、受益者に對し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

5 前項の規定にかかるらず、第二項に規定する場合において、受益債権取得請求の日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、受益者は、いつでも、受益債権取得請求を撤回することができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

7 前項第七項の規定にかかるらず、第二項に規定する場合において、受益債権取得請求の日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、受益者は、いつでも、受益債権取得請求を撤回することができる。

8 第一項の受託者は、裁判所の決定した価格に対する同項の期間の満了の日後の利息をも支払わなければならない。

9 受託者は、受益債権の価格の決定があるまでは、受益者に對し、当該受託者が公正な価格と認める額を支払うことができる。

10 受益債権取得請求に係る受託者による受益債権の取得は、当該受益債権の価格に相当する金銭の支払の時に、その効力を生ずる。

11 受益証券（第一百八十五条第一項に規定する受益証券）（以下この章において同じ。）が発行されている受益債権について受益債権取得請求があつたときは、当該受益証券と引換えに、その受益債権取得請求に係る受益債権の価格に相当する金銭を支払わなければならない。

12 受益債権取得請求に係る債務については、受託者は、信託財産に属する財産のみをもつてこれを履行する責任を負う。ただし、信託行為又は当該重要な信託の変更等の意思決定において別段の定めがされたときは、その定めるところによる。

13 前項第一項又は第二項の規定により受託者が受益債権を取得したときは、その受益債権は、消滅する。ただし、信託行為又は当該重要な信託の変更等の意思決定において別段の定めがされたときは、その定めるところによる。

**第一百四条** 受益債権取得請求があつた場合において、受益債権の価格の決定について、受託者と受益者との間に協議が調つたときは、受託者は、受益債権の価格の決定等の意思決定において別段の定めがされたときは、その定めるところによる。

2 受益債権取得請求があつた場合において、信託財産に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、前項の規定による請求をした受益者は、受益者集会を招集することができる。

3 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

二 前項の規定による請求があつた日から八週間以内の日を受益者集会の日とする受益者集会の招集の通知が發せられない場合

は、受託者又は受益者は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に對し、価格の決定の申立てをすることができる。

3 裁判所は、前項の規定により価格の決定をする場合には、同項の申立てをすることができる。申立てを聽かなければならぬ。

4 第二項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。

5 第二項の規定による価格の決定の裁判に對しては、申立て人及び同項の申立てをすることができる者に限り、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

7 前項第七項の規定にかかるらず、第二項に規定する場合において、受益債権取得請求の日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、受益者は、いつでも、受益債権取得請求を撤回することができる。

8 第一項の受託者は、裁判所の決定した価格に対する同項の期間の満了の日後の利息をも支払わなければならない。

9 受託者は、受益債権の価格の決定があるまでは、受益者に對し、当該受託者が公正な価格と認める額を支払うことができる。

10 受益債権取得請求に係る受託者による受益債権の取得は、当該受益債権の価格に相当する金銭の支払の時に、その効力を生ずる。

11 受益証券（第一百八十五条第一項に規定する受益証券）（以下この章において同じ。）が発行されている受益債権について受益債権取得請求があつたときは、当該受益証券と引換えに、その受益債権取得請求に係る受益債権の価格に相当する金銭を支払わなければならない。

12 受益債権取得請求に係る債務については、受託者は、信託財産に属する財産のみをもつてこれを履行する責任を負う。ただし、信託行為又は当該重要な信託の変更等の意思決定において別段の定めがされたときは、その定めるところによる。

13 前項第一項又は第二項の規定により受託者が受益債権を取得したときは、その受益債権は、消滅する。ただし、信託行為又は当該重要な信託の変更等の意思決定において別段の定めがされたときは、その定めるところによる。

**第一百五条** 受益者集会の招集

2 第一款 総則

3 第二款 受益者集会の招集

の行使に係るものと除く。)は、すべての受益者の一致によってこれを決する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 前項ただし書の場合において、信託行為に受益者集会における多数決による旨の定めがあるときは、次款の定めるところによる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

3 第一項ただし書又は前項の規定にかかるらず、第四十二条の規定による責任の免除に係る多数決による旨の定めに限り、その効力を有する。

4 第二項の規定による価格の決定の裁判に對しては、申立てを聽かなければならぬ。

5 第二項の規定による価格の決定は、次に掲げる事項の規定による。

6 第一項の規定による価格の決定に對しては、申立て人及び同項の申立てをすることができる者に限り、即時抗告をすることができる。

7 第一項の規定による価格の決定があるまでは、受益者に對し、当該受託者が公正な価格と認める額を支払うことができる。

8 受益債権取得請求に係る受託者による受益債権の取得は、当該受益債権の価格に相当する金銭の支払の時に、その効力を生ずる。

9 受益証券（第一百八十五条第一項に規定する受益証券）（以下この章において同じ。）が発行されている受益債権について受益債権取得請求があつたときは、当該受益証券と引換えに、その受益債権取得請求に係る受益債権の価格に相当する金銭を支払わなければならない。

10 受益債権取得請求に係る債務については、受託者は、信託財産に属する財産のみをもつてこれを履行する責任を負う。ただし、信託行為又は当該重要な信託の変更等の意思決定において別段の定めがされたときは、その定めるところによる。

11 前項第一項又は第二項の規定により受託者が受益債権を取得したときは、その受益債権は、消滅する。ただし、信託行為又は当該重要な信託の変更等の意思決定において別段の定めがされたときは、その定めるところによる。

の行使に係るものと除く。)は、すべての受益者の一致によってこれを決する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 前項ただし書の場合において、信託行為に受益者集会における多数決による旨の定めがあるときは、次款の定めるところによる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

3 第二項の規定による価格の決定は、次に掲げる事項の規定による。

4 第二項の規定による価格の決定に對しては、申立てを聽かなければならぬ。

5 第二項の規定による価格の決定は、次に掲げる事項の規定による。

6 第一項の規定による価格の決定があるまでは、受益者に對し、当該受託者が公正な価格と認める額を支払うことができる。

7 受益債権取得請求に係る受託者による受益債権の取得は、当該受益債権の価格に相当する金銭の支払の時に、その効力を生ずる。

8 受益証券（第一百八十五条第一項に規定する受益証券）（以下この章において同じ。）が発行されている受益債権について受益債権取得請求があつたときは、当該受益証券と引換えに、その受益債権取得請求に係る受益債権の価格に相当する金銭を支払わなければならない。

9 受益債権取得請求に係る債務については、受託者は、信託財産に属する財産のみをもつてこれを履行する責任を負う。ただし、信託行為又は当該重要な信託の変更等の意思決定において別段の定めがされたときは、その定めるところによる。

10 前項第一項又は第二項の規定により受託者が受益債権を取得したときは、その受益債権は、消滅する。ただし、信託行為又は当該重要な信託の変更等の意思決定において別段の定めがされたときは、その定めるところによる。

11 前項第一項又は第二項の規定により受託者が受益債権を取得したときは、その受益債権は、消滅する。ただし、信託行為又は当該重要な信託の変更等の意思決定において別段の定めがされたときは、その定めるところによる。

(受益者集会の招集の決定)

**第一百八条** 受益者集会を招集する者（以下この款において「招集者」という。）は、受益者集会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 受益者集会の日時及び場所
- 二 受益者集会の目的である事項があるときは、当該事項は、当該事項
- 三 受益者集会に出席しない受益者が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。以下この款において同じ。）によつて議決権行使することができるとするとときは、その旨
- 四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

(受益者集会の招集の通知)

**第一百九条** 受益者集会を招集するには、招集者は、受益者集会の日の二週間前までに、知れてゐる受益者及び受託者（信託監督人が現に存する場合にあつては、知り得る受益者、受託者及び信託監督人）に対し、書面をもつてその通知を発しなければならない。

招集者は、前項の書面による通知の发出に代えて、当該招集者は、同項の書面による通知を發したものとみなす。

前二項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

無記名式の受益証券が発行されている場合において、受益者集会を招集するには、招集者は、受益者集会の日の三週間前までに、受益者集会を招集する旨及び前条各号に掲げる事項を官報により公告しなければならない。

(受益者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等)

**第一百十条** 招集者は、前条第一項の通知に際して、受益者に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下この条において「受益者集会参考書類」という。）及び受益者が議決権行使するための書面（以下この款において「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

招集者は、前条第二項の承諾をした受益者に付し同項の電磁的方法による通知を發するとき

は、前項の規定による受益者集会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、受益者の請求があつたければならない。

**第一百一十条** 受益者集会を招集するには、招集者は、前条第四項の規定による公告をして、当該招集者は、同項の規定によるこれからの書類の交付をしたものとみなす。

**第一百一一条** 招集者は、第百八条第三号に掲げる事項を定めた場合には、第百九条第二項の承諾をした受益者に対する電磁的方法による通知に際して、法務省令で定めるところにより、受益者に対するべき者の承諾を得て、電磁的方法により通知を発しながら、この場合において、当該招集者は、同項の書面による通知を發したものとみなす。

前二項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

無記名式の受益証券が発行されている場合において、受益者集会を招集するには、招集者は、受益者集会の日の三週間前までに、受益者集会を招集する旨及び前条各号に掲げる事項を官報により公告しなければならない。

(受益者集会参考書類及び議決権行使書面の交付)

**第一百十二条** 受益者は、受益者集会において、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものに応じて、議決権を有する。

- 一 各受益権の内容が均等である場合 受益権の個数
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 受益者集会の招集の決定の時における受益権の価格

**第一百十三条** 受益者集会の決議は、議決権行使書面の提出に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、受益者の請求があつた場合は、これらの書類を当該受益者に交付しなければならない。

**第一百四十四条** 招集者は、前項の規定にかかるときは、代理人によつてその議決権を行使することができる。この場合においては、當該受益権については、議決権を有しない者は、當該受益権については、議決権を有しない

は、前項の規定による受益者集会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、受益者の請求があつた場合は、これらの書類を当該受益者に交付しなければならない。

**第一百四十五条** 招集者は、前条第四項の規定による公告をして、当該招集者は、同項の規定によるこれからの書類の交付をしたものとみなす。

**第一百四十六条** 招集者は、前項の規定により書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を招集者に提出して行う。

**第一百四十七条** 受益者は、その有する議決権を統一行使することができる。この場合においては、受益者集会の日の三日前までに、招集者に對しその旨及びその理由を通知しなければならない。

**第一百四十八条** 招集者は、前項の受益者が他人のために受益権を有する者でないときは、当該受益者が同項の規定によりその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことができる。



4 受益者が受託者の監督を適切に行うことがで  
きない特別の事情がある場合において、信託行  
為に信託監督人に関する定めがないとき、又は  
信託行為の定めにより信託監督人となるべき者  
として指定された者が就任の承諾をせず、若し  
くはこれをすることができないときは、裁判所  
は、利害関係人の申立てにより、信託監督人を  
選任することができる。

5 前項の規定による信託監督人の選任の裁判が  
あつたときは、当該信託監督人について信託行  
為に第一項の定めが設けられたものとみなす。  
6 第四項の申立てについての裁判には、理由を  
付さなければならぬ。

7 第四項の規定による信託監督人の選任の裁判  
に対しては、委託者、受託者若しくは受益者又  
は既に存する信託監督人に限り、即時抗告をす  
ることができる。

8 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有す  
る。

(信託監督人の権限)

**第一百三十二条** 信託監督人は、受益者のために自  
己の名をもつて第九十二条各号（第十七号、第  
十八号、第二十一号及び第二十三号を除く。）  
に掲げる権利に関する一切の裁判上又は裁判外  
の行為をする権限を有する。ただし、信託行為  
に別段の定めがあるときは、その定めるところ  
による。

2 二人以上の信託監督人があるときは、これら  
の者が共同してその権限に属する行為をしなけ  
ればならない。ただし、信託行為に別段の定め  
があるときは、その定めるところによる。

(信託監督人の義務)

**第一百三十三条** 信託監督人は、善良な管理者の注  
意をもつて、前条第一項の権限を行使しなけれ  
ばならない。

2 信託監督人は、受益者のために、誠実かつ公  
平に前条第一項の権限行使しなければならな  
い。

(信託監督人の任務の終了)

**第一百三十四条** 第五十六条の規定は、信託監督人  
の任務の終了について準用する。この場合にお  
いて、同条第一項第五号中「次条」とあるのは  
「第一百三十四条第二項において準用する次条」  
と、同項第六号中「第五十八条」とあるのは  
「第一百三十四条第二項において準用する第五十  
八条」と読み替えるものとする。

2 第五十七条の規定は信託監督人の辞任につ  
いて、それぞれ準用する。第五十条の規定は、  
第五十七条の規定は信託監督人の辞任につ  
いて、第五十八条の規定は信託監督人の解任につ  
いて、それぞれ準用する。

(新信託監督人の選任等)

**第一百三十五条** 第六十二条の規定は、前条第一項  
において準用する第五十六条第一項各号の規定  
により信託監督人の任務が終了した場合における  
新たな信託監督人（次項において「新信託監  
督人」という。）の選任について準用する。

2 新信託監督人が就任した場合には、信託監督  
人であった者は、遅滞なく、その事務の  
経過及び結果を報告し、新信託監督人が  
その事務の処理を行うに必要な事務の引継ぎ  
をしなければならない。

(信託監督人による事務の処理の終了等)

**第一百三十六条** 信託監督人による事務の処理は、  
信託の清算のほか、次に掲げる事由によ  
り終了する。ただし、第一号に掲げる事由によ  
る場合にあっては、信託行為に別段の定めがあ  
るときは、その定めるところによる。

一 委託者及び受益者が信託監督人による事務  
の処理を終了する旨の合意をしたこと。

二 信託行為において定めた事由

2 前項の規定により信託監督人による事務の処  
理が終了した場合には、信託監督人であつた者  
は、遅滞なく、受益者に對しその事務の経過及  
び結果を報告しなければならない。

3 委託者が現に存しない場合には、第一項第一  
号の規定は、適用しない。

(信託管理人に関する規定の準用)

**第一百三十七条** 第百二十四条及び第一百二十七  
条の規定は、信託監督人について準用する。この場  
合において、同条第六項中「第一百二十三条第四  
項」とあるのは、「第一百三十一条第四項」と読  
み替えるものとする。

(第三款 受益者代理人)

**第一百三十八条** 信託行為においては、その代理す  
る受益者を定めて、受益者代理人となるべき者  
を指定する定めを設けることができる。

2 信託行為に受益者代理人となるべき者を指定  
する定めがあるときは、利害関係人は、受益者  
代理人となるべき者として指定された者に対  
し、相当の期間を定めて、その期間内に就任の  
承諾をするかどうかを確答すべき旨を催告する  
ことができる。ただし、当該定めに停止条件又  
は始期が付されているときは、当該停止条件が  
成就し、又は当該始期が到来した後に限る。

3 前項の規定による催告があつた場合におい  
て、受益者代理人となるべき者として指定され  
た者は、同項の期間内に委託者（委託者が現に  
存しない場合にあっては、受託者）に対し確答  
をしないときは、就任の承諾をしなかつたもの  
とみなす。

(受益者代理人の権限等)

**第一百三十九条** 受益者代理人は、その代理する受  
益者のために当該受益者の権利（第四十二条の  
規定による責任の免除に係るものを除く。）に  
関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする權  
限を有する。ただし、信託行為に別段の定めが  
あるときは、その定めるところによる。

2 受益者代理人がその代理する受益者のために  
裁判上又は裁判外の行為をするときは、その代  
理する受益者の範囲を示せば足りる。

3 一人の受益者につき一人以上の受益者代理人  
があるときは、これらの者が共同してその権限  
に属する行為をしなければならない。ただし、  
信託行為に別段の定めがあるときは、その定め  
るとところによる。

4 受益者代理人があるときは、当該受益者代理  
人に代理される受益者は、第九十二条各号に掲  
げる権利及び信託行為において定めた権利を除  
き、その権利を行使することができない。

(受益者代理人の義務)

**第一百四十条** 受益者代理人は、善良な管理者の注  
意をもつて、前条第一項の権限行使しなけれ  
ばならない。

2 受益者代理人は、その代理する受益者のため  
に、誠実かつ公平に前条第一項の権限行使し  
なければならない。

(受益者代理人の任務の終了)

**第一百四十二条** 第五十六条の規定は、受益者代理  
人の任務の終了について準用する。この場合に  
おいて、同条第一項第五号中「次条」とあるの  
は「第一百四十二条第二項において準用する次  
条」と、同項第六号中「第五十八条」とあるの  
は「第一百四十二条第二項において準用する第五  
十八条」と読み替えるものとする。

2 第五十七条の規定は受益者代理人の辞任につ  
いて、第五十八条の規定は受益者代理人の解任につ  
いて、第五十九条の規定は受益者代理人の解任につ  
いて、それぞれ準用する。

(委託者の権利等)

**第一百四十五条** 信託行為においては、委託者がこ  
の法律の規定によるその権利の全部又は一部を  
有しない旨を定めることができる。

2 信託行為においては、委託者も次に掲げる権  
利の全部又は一部を有する旨を定めることがで  
きる。

一 第二十三条第五項又は第六項の規定による  
異議を主張する権利

2 第二十七条第一項又は第二項（これらの規  
定を第七十五条第四項において準用する場合  
を含む。）の規定による取消権

3 第三十二条第六項又は第七項の規定による  
取消権

(第五章 委託者)

**第一百四十四条** 第百二十四条及び第一百二十七条第  
一項から第五項までの規定は、受益者代理人に  
ついて準用する。

(信託管理人に関する規定の準用)

**第一百四十五条** 信託行為においては、委託者がこ  
の法律の規定によるその権利の全部又は一部を  
有しない旨を定めることができる。

2 信託行為においては、委託者も次に掲げる権  
利の全部又は一部を有する旨を定めることがで  
きる。

一 第二十三条第五項又は第六項の規定による  
異議を主張する権利

2 第二十七条第一項又は第二項（これらの規  
定を第七十五条第四項において準用する場合  
を含む。）の規定による取消権

3 第三十二条第六項又は第七項の規定による  
取消権

(新受益者代理人の選任等)

**第一百四十二条** 第六十一条の規定は、前条第一項  
において準用する第五十六条第一項各号の規定  
により受益者代理人の任務が終了した場合にお  
ける新たな受益者代理人（次項において「新受  
益者代理人」という。）の選任について準用する。

2 第二十七条第一項又は第二項（これらの規  
定を第七十五条第四項において準用する場合  
を含む。）の規定による取消権

3 第三十二条第六項又は第七項の規定による  
取消権

(第三款 第四項の規定による権利)



## 二 電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法）

(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。)により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものと/or法をいう。(次節において同じ。)

5 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該信託の併合について承認をしたものとみなす。

6 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、受託者は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等(信託会社及び信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)をいう。次節において同じ。)に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該信託の併合をして信託の債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

7 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該信託の併合について承認をしたものとみなす。

8 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、当該債権者は、当該信託の併合について承認をしたものとみなす。

9 第百五十三条 信託の併合がされた場合において、従前の信託の信託財産責任負担債務であつた債務は、信託の併合後の信託の信託財産責任負担債務となる。

10 第百五十四条 信託の併合がされた場合において、前項に規定する従前の信託の信託財産責任負担債務のうち信託財産限定責任負担債務(受託者が信託財産に属する財産のみをもつて履行する責任を負う信託財産責任負担債務をいう。以下この章において同じ。)であるものは、信託の併合後の信託の信託財産責任負担債務となり。

### 第三節 信託の分割

#### 第一款 吸収信託分割

(関係当事者の合意等)

11 第百五十五条 吸収信託分割は、委託者、受託者及び受益者の合意によつてすることができる。

12 この場合においては、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

13 吸収信託分割後の信託行為の内容

14 二信託行為において定める受益権の内容に変更があるときは、その内容及び変更の理由

15 他の財産を交付するときは、当該財産の内容及びその価額

## 四 吸収信託分割がその効力を生ずる日

五 移転する財産の内容

六 吸収信託分割によりその信託財産の一部を他の信託に移転する信託(以下この款において「分割信託」という。)の信託財産責任負担債務であるときは、当該債務に係る事項

7 その他法務省令で定める事項

8 前項の規定にかかるわらず、法人である受託者は、公告(次に掲げる方法によるものに限る。)をして「分割信託」という。の信託財産責任負担債務でなくなり、分割信託からその信託財産の一部の移転を受ける信託(以下「承継信託」という。)の信託財産責任負担債務となる債務があるときは、当該債務に係る事項

9 七 その他法務省令で定める事項

10 前項の規定にかかるわらず、吸收信託分割は、当該信託財産責任負担債務と同一の各号に掲げる場合には、当該各号に定める

11 次の各号によつてすることができる。この場合においては、次に掲げる事項においては、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

12 信託の目的に反しないことが明らかであるときは、受託者は、第一号に掲げるときは委託者に対し、第二号に掲げるときは委託者及び受益者に對し、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

13 信託の目的に反しないことが明らかであるときは、受託者は、第一号に掲げるときは委託者に対し、第二号に掲げるときは委託者及び受益者に對し、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

14 二信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるときは、受託者の書面又は電磁的記録によつてする意思表示

15 前項の規定にかかるわらず、各信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

16 委託者が現に存しない場合には、第一項の規定は適用せず、第二項中「第一号に掲げるときは委託者に対し、第二号に掲げるときは委託者及び受益者に對し」とあるのは、「第二号に掲げるときは、受益者に對し」とする。

17 (債権者の異議)

18 第百五十六条 吸収信託分割をする場合には、分割信託又は承継信託の信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者は、受託者に対し、吸収信託分割について異議を述べることができる。

19 前項の規定により同項の債権者の全部又は一部が異議を述べることができる債権者(同条第二項の規定により各別の催告をしなければならないものに限る。)は、同条第二項の催告を受けなかった場合には、吸収信託分割前から有する次の各号に掲げる債権に、受託者に対し、当該各号に定める財産をもつて当該債権に係る債務を履行することを請求することができる。

20 ただし、第一号に定める財産に対する吸収信託分割がその効力を生ずる日における承継信託の移転を受ける財産の価額を、第二号に定める財産に対しては当該日における分割信託の信託財産の価額を限度とする。

21 一部が異議を述べることができる場合には、受託者は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、同項の債権者で知っているものには、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一箇月を下ることができない。

22 前項の債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

## 三 その他法務省令で定める事項

3 前項の規定にかかるわらず、法人である受託者は、公告(次に掲げる方法によるものに限る。)をして「分割信託」という。の信託財産に属する財産

4 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該信託の併合について承認をしたものとみなす。

5 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、受託者は、当該債権者に対し、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

6 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該信託の併合について承認をしたものとみなす。

7 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、当該債権者は、当該信託の併合について承認をしたものとみなす。

8 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、当該債権者は、当該信託の併合について承認をしたものとみなす。

9 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、当該債権者は、当該信託の併合について承認をしたものとみなす。

10 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、当該債権者は、当該信託の併合について承認をしたものとみなす。

11 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、当該債権者は、当該信託の併合について承認をしたものとみなす。

12 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、当該債権者は、当該信託の併合について承認をしたものとみなす。

13 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、当該債権者は、当該信託の併合について承認をしたものとみなす。

14 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、当該債権者は、当該信託の併合について承認をしたものとみなす。

15 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、当該債権者は、当該信託の併合について承認をしたものとみなす。

16 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、当該債権者は、当該信託の併合について承認をしたものとみなす。

17 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、当該債権者は、当該信託の併合について承認をしたものとみなす。

18 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、当該債権者は、当該信託の併合について承認をしたものとみなす。

19 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、当該債権者は、当該信託の併合について承認をしたものとみなす。

20 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、当該債権者は、当該信託の併合について承認をしたものとみなす。

21 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、当該債権者は、当該信託の併合について承認をしたものとみなす。

## 二 承継信託の信託財産責任負担債務に係る債権(第一百五十五条第一項第六号の債務に係る債権を除く。)吸収信託分割後の承継信託の信託財産に属する財産

1 承継信託の信託財産責任負担債務に係る債権(第一百五十五条第一項第六号の債務に係る債権を除く。)吸収信託分割後の承継信託の信託財産に属する財産

2 第二款 新規信託分割

(関係当事者の合意等)

3 前項の規定にかかるわらず、法人である受託者は、公告(次に掲げる方法によるものに限る。)をして「分割信託」という。の信託財産責任負担債務に係る債権を除く。吸収信託分割後の承継信託の信託財産に属する財産

4 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該信託の併合について承認をしたものとみなす。

5 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、受託者は、当該債権者に対し、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

6 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、受託者は、当該債権者に対し、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

7 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、受託者は、当該債権者に対し、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

8 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、受託者は、当該債権者に対し、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

9 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、受託者は、当該債権者に対し、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

10 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、受託者は、当該債権者に対し、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

11 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、受託者は、当該債権者に対し、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

12 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、受託者は、当該債権者に対し、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

13 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、受託者は、当該債権者に対し、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

14 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、受託者は、当該債権者に対し、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

15 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、受託者は、当該債権者に対し、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

16 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、受託者は、当該債権者に対し、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

17 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、受託者は、当該債権者に対し、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

18 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、受託者は、当該債権者に対し、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

19 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、受託者は、当該債権者に対し、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

20 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、受託者は、当該債権者に対し、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

する債権者は、受託者に対し、新規信託分割について異議を述べることができる。ただし、新規信託分割をしても当該債権者を害するおそれがないことが明らかであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により同項の債権者の全部又は一部が異議を述べることができる場合には、受託者は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、同項の債権者で知っているものには、各別に催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一箇月を下ることができない。

二 前項の債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

三 その他法務省令で定める事項

3 前項の規定にかかわらず、法人である受託者は、公告（次に掲げる方法によるものに限る。）をもって同項の規定による各別の催告に代えることができる。

4 新規信託分割をする旨

二 前項の債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

三 その他法務省令で定める事項

3 前項の規定にかかわらず、法人である受託者は、公告（次に掲げる方法によるものに限る。）をもって同項の規定による各別の催告に代えることができる。

4 新規信託分割をする旨

二 前項の規定にかかわらず、法人である受託者は、公告（次に掲げる方法によるものに限る。）をもって同項の規定による各別の催告に代えることができる。

5 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該新規信託分割について承認をしたものとみなす。

5 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、受託者は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該新規信託分割をして、当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6 第百六十五条第一項第六号の債務に係る事項

二 電子公告

4 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該新規信託分割について承認をしたものとみなす。

5 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、受託者は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該新規信託分割をして、当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6 第百六十五条第一項第六号の債務に係る事項

二 電子公告

4 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該新規信託分割について承認をしたものとみなす。

5 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、受託者は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該新規信託分割をして、当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第六章 信託の終了及び清算

（委託者及び受益者の合意等による信託の終了）

第一節 信託の終了

（信託の終了事由）

第一百六十三条 信託は、次条の規定によるほか、次に掲げる場合に終了する。

一 信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成することができなくなつたとき。

二 受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が一年間継続したとき。

三 受託者が欠けた場合であつて、新受託者が就任しない状態が一年間継続したとき。

四 受託者が第五十二条（第五十三条第二項及び第五十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定により信託を終了させたとき。

五 信託の併合がされたとき。

六 第百六十五条又は第百六十六条の規定により信託の終了を命ずる裁判があつたとき。

七 信託財産についての破産手続開始の決定があつたとき。

八 委託者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合において、破産法第五十三条第一項、民事再生法第四十九条第一項又は会社更生法第六十一条第一項（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四十一条第一項及び第二百六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による信託契約の解除がされたとき。

九 信託行為において定めた事由が生じたとき。

（委託者及び受益者の合意等による信託の終了）

第二節 申立て

（特別の事情による信託の終了を命ずる裁判）

第一百六十五条 信託行為の当時予見することとのできない特別の事情により、信託を終了することができる。ただし、不適法又は理由がないことが明らかなときは、裁判所は、委託者、受託者又は受益者の申立てにより、信託の終了を命ずることができる。

第三節 申立て

（特別の事情による信託の終了を命ずる裁判）

第一百六十六条 信託行為の当時予見することとのできない特別の事情により、信託を終了することができる。ただし、不適法又は理由がないことが明らかなときは、この限りでない。

第四節 申立て

（特別の事情による信託の終了を命ずる裁判）

第一百六十七条 信託行為の当時予見することとのできない特別の事情により、信託を終了することができる。ただし、不適法又は理由がないことが明らかなときは、この限りでない。

第五節 申立て

（特別の事情による信託の終了を命ずる裁判）

第一百六十八条 信託行為の当時予見することとのできない特別の事情により、信託を終了することができる。ただし、不適法又は理由がないことが明らかなときは、この限りでない。

第六節 申立て

（特別の事情による信託の終了を命ずる裁判）

第一百六十九条 信託行為の当時予見することとのできない特別の事情により、信託を終了することができる。ただし、不適法又は理由がないことが明らかなときは、この限りでない。

（委託者及び受益者の合意等による信託の終了）

第一節 申立て

（特別の事情による信託の終了を命ずる裁判）

第一百六十四条 委託者及び受益者は、いつでも、各号に掲げる債権に基づき、受託者に対し、信託を終了することができる。ただし、不適法又は理由がないことが明らかなときは、この限りでない。

第二節 申立て

（特別の事情による信託の終了を命ずる裁判）

第一百六十五条 委託者及び受益者は、いつでも、各号に掲げる債権に基づき、受託者に対し、信託を終了することができる。ただし、不適法又は理由がないことが明らかなときは、この限りでない。

第三節 申立て

（特別の事情による信託の終了を命ずる裁判）

第一百六十六条 委託者及び受益者は、いつでも、各号に掲げる債権に基づき、受託者に対し、信託を終了することができる。ただし、不適法又は理由がないことが明らかなときは、この限りでない。

第四節 申立て

（特別の事情による信託の終了を命ずる裁判）

第一百六十七条 委託者及び受益者は、いつでも、各号に掲げる債権に基づき、受託者に対し、信託を終了することができる。ただし、不適法又は理由がないことが明らかなときは、この限りでない。

第五節 申立て

（特別の事情による信託の終了を命ずる裁判）

第一百六十八条 委託者及び受益者は、いつでも、各号に掲げる債権に基づき、受託者に対し、信託を終了することができる。ただし、不適法又は理由がないことが明らかなときは、この限りでない。

第六節 申立て

（特別の事情による信託の終了を命ずる裁判）

第一百六十九条 委託者及び受益者は、いつでも、各号に掲げる債権に基づき、受託者に対し、信託を終了することができる。ただし、不適法又は理由がないことが明らかなときは、この限りでない。

託者、受益者、信託債権者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、同項の申立てにつき決定があるまでの間、信託財産に関し、管理人による管理を命ずる处分（次条において「管理命令」という。）その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2 裁判所は、前項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。

3 第一項の規定による保全処分及び前項の規定による決定に対しても、利害関係人に限り、即時抗告をすることができる。

**第一百七十条** 裁判所は、管理命令をする場合には、当該管理命令において、管理人を選任しなければならない。

前項の管理人は、裁判所が監督する。

裁判所は、第一項の管理人に対し、信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況の報告をし、かつ、その管理の計算をすることを命ずることができる。

4 第六十四条から第七十二条までの規定は、第一項の管理人について準用する。この場合において、第六十五条中「前受託者」とあるのは、「受託者」と読み替えるものとする。

5 信託財産に属する権利で登記又は登録がされたものに關し前条第一項の規定による保全処分（管理命令を除く。）があつたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該保全処分の登記又は登録を嘱託しなければならない。

6 前項の規定は、同項に規定する保全処分の変更若しくは取消しがあつた場合又は当該保全処分が効力を失つた場合について準用する。

（保全処分に関する費用の負担）

**第一百七十二条** 裁判所が第六十九条第一項の規定による保全処分をした場合には、非訟事件の手続の費用は、受託者の負担とする。当該保全処分について必要な費用も、同様とする。

2 前項の保全処分又は第六十九条第一項の申立てを却下する裁判に対しても即時抗告があつた場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を受理があると認めて原裁判を取り消したときは、その抗告審における手続に要する裁判費用及び抗告人が負担した前審における手続に要する裁判費用は、受託者の負担とする。

（保全処分に関する資料の閲覧等）

**第一百七十三条** 利害関係人は、裁判所書記官に対し、第一百七十条第三項の報告又は計算に関する資料の閲覧を請求することができる。

(信託の存続の擬制)  
**第一百七十六条** 信託は、当該信託が終了した場合においても、清算が終了するまではなお存続するものとみなす。

(清算受託者の職務)  
**第一百七十七条** 信託が終了した時以後の受託者は、(以下「清算受託者」という。)は、次に掲げる職務を行う。

- 一 現務の結了
- 二 信託財産に属する債権の取立て及び信託債権に係る債務の弁済
- 三 受益債権(残余財産の給付を内容とするものの除外。)に係る債務の弁済
- 四 残余財産の給付

(清算受託者の権限等)  
**第一百七十八条** 清算受託者は、信託の清算のために必要な一切の行為をする権限を有する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

- 1 信託財産に属する財産を競売に付することができる。受益者は又は第一百八十二条第一項第二号に規定する帰属権利者(以下この条において「受益者等」と総称する。)が信託財産に属する財産を受領することを拒み、又はこれを受領することができない場合において、相当の期間を定めてその受領の催告をしたとき。
- 2 清算受託者は、次に掲げる場合には、信託財産に属する財産を競売に付することができる。  
一 受益者等と総称する。が信託財産に属する財産を競売に付したときは、遅滞なく、受益者等に対しその旨の通知を発しなければならない。
- 3 前項第一号の規定により信託財産に属する財産を競売に付したときは、遅滞なく、受益者等が前項第一号の規定により信託財産に属する財産を競売に付したときには、遅滞なく、受益者等に対しその旨の通知を発しなければならない。
- 4 損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある物は、第二項第一号の催告をしないで競売に付することができる。

(清算中の信託財産についての破産手続の開始)  
**第一百七十九条** 清算中の信託において、信託財産に属する財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算受託者が既に信託財産に負担した債務に係る債権を有する債権者に支払は、直ちに信託財産についての破産手続開始の申立てをしなければならない。

- 1 信託財産についての破産手続開始の決定がされた場合において、清算受託者が既に信託財産に属する財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算受託者が既に信託財産に負担した債務に係る債権を有する債権者に支払は、直ちに信託財産についての破産手続開始の申立てをしなければならない。
- 2 信託財産についての破産手続開始の決定がされた場合において、清算受託者が既に信託財産に属する財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算受託者が既に信託財産に負担した債務に係る債権を有する債権者に支払は、直ちに信託財産についての破産手続開始の申立てをしなければならない。

(条件付債権等に係る債務の弁済)  
**第一百八十一条** 清算受託者は、条件付債権、存続期間が不确定な債権その他その額が不确定な債権に係る債務を行ふ。

に係る債務を弁済することができる。この場合には、清算受託者は、同項の鑑定人の評価に従い同項の債権に係る債務を弁済しなければならない。

裁判所に対し、鑑定人の選任の申立てをしなければならない。

2 前項の場合には、清算受託者は、第一項の鑑定人の選任のための呼出し及び質問に関する費用についても、同様とする。

3 第一項の申立てを却下する裁判には、理由を付さなければならない。

4 第一項の規定による鑑定人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

5 第一項の規定による鑑定人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 前各項の規定は、清算受託者、受益者、信託債権者及び第百八十二条第一項第二号に規定する帰属権利者の間に別段の合意がある場合に適用しない。

(債務の弁済前における残余財産の給付の制限)

**第一百八十二条** 清算受託者は、第一項の規定による鑑定人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

号及び第三号の債務を弁済した後でなければ、信託財産に属する財産を次条第一項に規定する残余財産受益者等に給付することができない。ただし、当該債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。

(残余財産の帰属)

**第一百八十三条** 残余財産は、次に掲げる者に帰属する。

一 信託行為において残余財産の給付を内容とする受益債権に係る受益者(次項において「残余財産受益者」という。)となるべき者として指定された者

二 信託行為において残余財産の帰属すべき者(以下この節において「帰属権利者」という。)となるべき者として指定された者

三 信託行為に残余財産受益者若しくは帰属権利者(以下この項において「残余財産受益者等」と総称する。)の指定に関する定めがない場合又は信託行為の定めにより残余財産受益者等として指定を受けた者のすべてがその権利を放棄した場合には、信託行為に委託者又はその相続人その他の一般承継人を帰属権利者として指定する旨の定めがあつたものとみなす。





2 前項の受益権が属する他の信託の受託者は、受益証券発行信託の受託者に対し、当該受益権が信託産に属する旨を受益権原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。
3 受益権原簿に前項の規定による記載又は記録がされた場合における第八百一十七条の規定の適用については、同条第一項中「第八百一十五条第二項の定めのある受益権の受益者」とあるのは、「第二百六条第一項の受益権が属する他の信託の受託者」と、「当該受益者」とあるのは、「当該受益権」と、「記録された受益権原簿記載事項」とあるのは、「記録された受益権原簿記載事項」(当該受益権が信託産に属する旨を含む。)とする。
4 第三百節 受益証券 (受益証券の発行) 第二百七条 受益証券発行信託の受託者は、信託行為の定めに従い、遅滞なく、当該受益権に係る受益証券を発行しなければならない。
5 第二百八条 受益証券発行信託の受託者は、受益証券発行信託の受託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。
6 第二百八条 第二項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければならない。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を受益証券発行信託の受託者に提出しなければならない。
7 前各項の規定は、無記名受益権については、適用しない。 (受益証券の記載事項) 第二百九条 受益証券には、次に掲げる事項及びその番号を記載し、受益証券発行信託の受託者(法人である受託者にあっては、その代表者)がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。 一 受益証券発行信託の受益証券である旨 二 当初の委託者及び受益証券発行信託の受託者の氏名又は名称及び住所 三 記名式の受益証券にあつては、受益者の氏名又は名称 四 各受益権に係る受益債権の内容その他の受益権の内容を特定するものとして法務省令で定める事項 五 受益証券発行信託の受託者に対する費用等の償還及び損害の賠償に関する信託行為の定め 六 信託報酬の計算方法並びにその支払の方法及び時期 七 記名式の受益証券をもつて表示される受益権について譲渡の制限があるときは、その旨及びその内容 八 受益者の権利の行使に関する信託行為の定め(信託監督人及び受益者代理人に係る事項を含む) 九 その他法務省令で定める事項
2 受益証券発行信託の受託者が二人以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「受益証券発行信託の受託者」とあるのは、「受益証券発行信託のすべての受託者」とする。 (記名式と無記名式との間の転換) 第二百十一条 受益証券が発行されている受益権の受益者は、いつでも、その記名式の受益証券を無記名式とし、又はその無記名式の受益証券を記名式とすることを請求することができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。 (受益証券の喪失) 第二百十二条 受益証券は、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第百条に規定する公示催告手続によつて無効とすることができる。
2 受益証券を喪失した者は、非訟事件手続法第二百六条第一項に規定する除権決定を得た後では、当該受益者の負担とする。 3 受益証券を喪失した者が非訟事件手続法第二百六十五条第一項の規定による信託の変更を命ずる裁判の申立権
4 受益証券発行信託においては、第九十二条第十一号の規定にかかるわらず、六箇月(これを下回る期間を信託行為において定めた場合は、その期間)前から引き続き受益権を有する受益者に限り第四十四条第一項の規定による差止めの請求権を行使することができる。信託行為の定めを設けることができる。 (受益者の権利行使の制限に関する信託行為の定めの特例) 第二百十三条 受益証券発行信託においては、第九十二条第一号、第五号、第六号及び第八号の規定にかかるわらず、次に掲げる権利の全部又は一部について、総受益者の議決権の百分の三(これを下回る割合)を信託行為において定めた場合においては、その割合(以下この項において同じ)以上の割合の受益権を有する受益者は現に存する受益権の総数の百分の三以上の数の受益権を有する受益者に限り当該権利行使することができる旨の信託行為の定めを設けることができる。 5 第二百四条 受益者が二人以上ある受益証券発行信託においては、信託行為に別段の定めがない限り、信託行為に受益者の意思決定(第九十二条各号に掲げる権利の行使に係るもの)は第四章第三節第二款の定めるところによる受益者集会における多数決による旨の定めがあるものとみなす。 (委託者の権利の特例)
6 第二百五十五条 受益証券発行信託においては、この法律の規定による委託者の権利のうち次に掲げる権利は、受益者がこれを行使する。 一 第三十六条の規定による報告を求める権利 二 第五十八条第四項(第百三十四条第二項及び第百四十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定による取消権 三 第三十九条第六項又は第七項の規定による取消権
7 第二百五十六条 第二項の規定による閲覧又は謄写の請求権 四 第四十六条第一項の規定による検査役の選任の申立権
8 第二百五十七条 第二項の規定による閲覧又は謄写の請求権 九 第二百五十八条第一項の規定による申立権





## (清算結了の登記)

**第二百三十七条** 限定責任信託の清算が結了したときは、第一百八十四条第一項の計算の承認の日から二週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

## (管轄登記所及び登記簿)

**第二百三十八条** 限定責任信託の登記に関する事務は、限定責任信託の事務処理地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

## 2 登記所に、限定責任信託登記簿を備える。

## (登記の申請)

**第二百三十九条** 第二百三十二条及び第二百三十一条の規定による登記は受託者の申請によつて、第二百三十五条から第二百三十七条までの規定による登記は清算受託者の申請によつてる。前項の規定にかかわらず、信託財産管理者又は信託財産法人管理人が選任されている場合には、第二百三十二条及び第二百三十三条の規定による登記(第二百四十六条の規定によるものを除く。)は、信託財産管理者又は信託財産法人管理人の申請によつてする。

## (限定責任信託の定めの登記の添付書面)

**第二百四十条** 限定責任信託の定めの登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

## 1 限定責任信託の信託行為を証する書面

二 受託者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合を除く。

三 会計監査人設置信託においては、次に掲げる書面

イ 就任を承諾したことの証する書面  
ロ 会計監査人が法人であるときは、当該登記所の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。

ハ 会計監査人が法人でないときは、第二百四十九条第一項に規定する者であることを証する書面

## (変更の登記の添付書面)

**第二百四十二条** 事務処理地の変更又は第二百三十二条各号(第四号を除く。)に掲げる事項の変更の登記の申請書には、事務処理地の変更又

は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

**第二百四十六条** 次に掲げる場合には、裁判所記官は、職権で、遅滞なく、限定責任信託の事務処理地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

## 1 次に掲げる裁判があつたとき。

**第二百四十七条** 第五百八条第四項(第七十条(第七十四条第六項において準用する場合を含む。)の規定により准用する場合を含む。)の規定による受託者又は信託財産管理者若しくは信託財産法人管理人の解任の裁判

**第二百四十八条** 受益証券発行限定責任信託であつて最終の貸借対照表(直近の第二百二十二条第四項の時期において作成された貸借対照表をいう。)の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上であるものにおいては、会計監査人を置かなければならない。

**第二百四十九条** 第一項の信託行為の定めのある信託及び前項に規定する信託(以下「会計監査人設置信託」と総称する。)においては、信託行為に会計監査人を指定する定めを設けなければならない。

**第二百五十条** 受益証券発行限定責任信託(以下「受益証券発行限定責任信託」といふ。)においては、信託行為の定めにより、会計監査人を置くことができる。

## (裁判による登記の嘱託)

**第二百四十六条** 次に掲げる場合には、裁判所記官は、職権で、遅滞なく、限定責任信託の事務処理地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

## 1 次に掲げる裁判があつたとき。

**第二百四十七条** 第五百八条第四項(第七十条(第七十四条第六項において準用する場合を含む。)の規定により准用する場合を含む。)の規定による受託者又は信託財産管理者若しくは信託財産法人管理人の解任の裁判

**第二百四十八条** 受益証券発行限定責任信託であつて最終の貸借対照表(直近の第二百二十二条第四項の時期において作成された貸借対照表をいう。)の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上であるものにおいては、会計監査人を置かなければならない。

**第二百四十九条** 第一項の信託行為の定めのある信託及び前項に規定する信託(以下「会計監査人設置信託」と総称する。)においては、信託行為に会計監査人を指定する定めを設けなければならない。

**第二百五十条** 受益証券発行限定責任信託(以下「受益証券発行限定責任信託」といふ。)においては、信託行為の定めにより、会計監査人を置くことができる。

定する事務処理地をいう。」と読み替えるものとする。

**第十章 受益証券発行限定責任信託の特別(会計監査人の設置等)**

**第二百四十九条** 受益証券発行限定責任信託(以下「受益証券発行限定責任信託」といふ。)においては、信託行為の定めにより、会計監査人を置くことができる。

**第二百五十条** 会計監査人設置信託においては、会計監査人が欠けたときは、委託者及び受益者

は、会計監査人が欠けた時から二箇月以内に、その合意により、新たな会計監査人(以下この

## (清算結了の登記)

ときは、第一百八十四条第一項の計算の承認の日から二週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

## (管轄登記所及び登記簿)

**第二百五十二条** 限定責任信託の登記に関する事務は、限定責任信託の事務処理地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

## 2 登記所に、限定責任信託登記簿を備える。

## (登記の申請)

**第二百五十三条** 第二百三十二条及び第二百三十一条の規定による登記は受託者の申請によつて、第二百三十五条から第二百三十七条までの規定による登記は清算受託者の申請によつてる。前項の規定にかかわらず、信託財産管理者又は信託財産法人管理人が選任されている場合には、第二百三十二条及び第二百三十三条の規定による登記(第二百四十六条の規定によるものを除く。)は、信託財産管理者又は信託財産法人管理人の申請によつてする。

**第二百五十四条** 限定責任信託の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならぬ。

## (限定責任信託の定めの登記の添付書面)

**第二百五十五条** 限定責任信託の定めの登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならぬ。

イ 信託行為の定めにより選任された者 次に掲げる書面

ロ 当該信託行為の定めがあることを証する書面

三 第六十二条第一項の合意があつたことを証する書面

四 第六十二条第一項の規定により選任された者 その選任を証する書面

五 第六十二条第一項の規定により選任された者 次に掲げる書面

六 第六十二条第一項の規定により選任された者 その選任を証する書面

七 第六十二条第一項の規定により選任された者 その選任を証する書面

八 第六十二条第一項の規定により選任された者 その選任を証する書面

## (清算結了の登記の添付書面)

## (清算結了の登記の申請書)

**第二百五十六条** 清算結了の登記の申請書には、第一百八十四条第一項の計算の承認があつたことと用する。

**第二百五十七条** 清算結了の登記の申請書には、第一百八十四条第一項の計算の承認があつたことと用する。

**第二百五十八条** 清算結了の登記の申請書には、第一百八十四条第一項の計算の承認があつたことと用する。

**第二百五十九条** 清算結了の登記の申請書には、第一百八十四条第一項の計算の承認があつたことと用する。

**第二百六十条** 会計監査人設置信託においては、会計監査人が欠けたときは、委託者及び受益者

は、会計監査人が欠けた時から二箇月以内に、その合意により、新たな会計監査人(以下この



第六十二項 第一項 第六十二条委託者及び受託者は（信託管理人が現に存する場合にあっては、委託者及び信託管理人は、その合意により）	第三項 第六十二条委託者及び受託者は、そのが現に存する場合にあっては、委託者及び信託管理人は、その合意により	第六十二条委託者及び受託者は（信託管理人が現に存する場合にあっては、委託者及び信託管理人は、その合意により）
第六十二項 第一項 第六十二条同項の合意に委託者の状況（信託管理人が現に存する場合にあっては、同項の合意に係る協議の状況）	第六十二項 第一項 第六十二条同項の合意に委託者の状況（信託管理人が現に存する場合にあっては、同項の合意に係る協議の状況）	第六十二項 第一項 第六十二条同項の合意に委託者の状況（信託管理人が現に存する場合にあっては、同項の合意に係る協議の状況）
第六十二項 第一項 第六十二条受託者は、他の委託者及び受益者に存する場合にあっては、信託の目的の達成に因る	第六十二項 第一項 第六十二条受託者は、他の委託者及び受益者に存する場合にあっては、信託の目的の達成に因る	第六十二項 第一項 第六十二条受託者は、他の委託者及び受益者に存する場合にあっては、信託の目的の達成に因る
第六十二項 第一項 第六十二条受託者及び受益者に存する場合にあっては、信託の目的の達成に因る	第六十二項 第一項 第六十二条受託者及び受益者に存する場合にあっては、信託の目的の達成に因る	第六十二項 第一項 第六十二条受託者及び受益者に存する場合にあっては、信託の目的の達成に因る
第六十二項 第一項 第六十二条受託者及び受益者に存する場合にあっては、信託の目的の達成に因る	第六十二項 第一項 第六十二条受託者及び受益者に存する場合にあっては、信託の目的の達成に因る	第六十二項 第一項 第六十二条受託者及び受益者に存する場合にあっては、信託の目的の達成に因る



三 清算の結了を遅延させる目的で、第二百二十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

四 第二百三十条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

会計監査人設置信託の受託者、信託財産管理業者、民事保全法第五十六条规定する仮処分命令により選任された受託者の職務を代行する者、信託財産法人管理人又は信託監督人は、第二百五十条第三項の規定に違反して、会計監査人の選任の手続を怠ったときは、一百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

**第二百七十二条** 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第二百十八条第一項の規定に違反して、限定責任信託の名称中に限定責任信託という文字を用いなかつた者

二 第二百十八条第二項の規定に違反して、限定責任信託であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に使用した者

三 第二百十八条第三項の規定に違反して、他の限定責任信託であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者

<p>見直しの状況その他の事情を踏まえて検討するものとし、その結果に基づいて定めるものとする。</p> <p><b>附 則</b>（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。 <b>附 則</b>（平成二三年五月二十五日法律第五三号） この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。 <b>附 則</b>（平成二三年六月二十四日法律第七四号）抄 (施行期日) <b>第一項</b>（この法律は、公布の日から起算して二十九日を経過した日から施行する。) <b>附 則</b>（平成二五年五月三一日法律第二八号）抄 (施行期日) <b>第一項</b>（この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。) <b>附 則</b>（平成二六年六月二七日法律第九号） <b>第一号</b>抄 この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。 <b>附 則</b>（平成二九年六月二日法律第四五号） この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第一百三条の二、第二百三十三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七三条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。 <b>附 則</b>（平成三〇年七月一三日法律第七二号）抄 (施行期日) <b>第一項</b>（この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一　附則第三十条及び第三十一条の規定　公布 （信託法の一部改正に伴う経過措置） <b>第二十八条</b>　前条の規定による改正後の信託法第九十五条の二の規定は、施行日前に開始した相続に係る遺産の分割による受益権の承継がされた場合において、施行日以後にその承継の通知がされるときにも、適用する。 (政令への委任) <b>第三十一条</b>　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>
---

**附則（施行期日）抄**（令和元年六月一四日法律第三七第一条）この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十一条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第一百二条、第一百七条（民間あっせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条の及び第六条の規定 公布の日

（行政庁の行為等に関する経過措置）

**第二条** この法律（前条各号に掲げる規定においては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（次條各項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

**第三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（信託法の一部改正に伴う経過措置）

**第六条** 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（以下「第一号施行日」という。）前にされた信託については、第一号施行日以後にその効力を生ずるものであっても、第五十九条の規定による改正後の信託法第七条、第五十六条第二項（同法第二百二十八条第一項、第一百三十四条第一項及び第一百四十二条第一項において準用する場合を含む。）及び第一百二十四条（同法第二百三十七条及び第一百四十四条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（検討）

人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則（令和元年一二月一一日法律第七  
一号）

二 第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第六条の規定（同条中商業登記法第九十条の次に一条を加える改正規定及び同法第九十一条第二項の改正規定（前条）を「第九十条」に改める部分に限る。）並びに同号に掲げる改正規定を除く。）、第七条の規定、第十五条中一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第三百三十条の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、第十六条第五項の規定、第十七条中信託法第二百四十七条の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、第十八条中職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十八条の改正規定（第十九条の二）の下に「第十九条の三、第二十二条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、（同法第二十七条规定の全部を除く。）を削る部分及び「事務所」と「」の下に「同法第十二条の二第五項中「營業所（会社にあつては、本店）」とあり、並びに同法第十七条第二項第一号及び第五十一条第

び第一百一条の規定、第二百二条中技術研究組合法  
第一百六十八条の改正規定（次号に掲げる部分を  
除く。）、第三百三条第三項の規定、第二百七条中投  
資事業有限責任組合契約に関する法律第三十三  
条の改正規定（「第二百九条の二」の下に「、第  
十九条の三、第二十二条」を加える部分に限  
る。）、第二百八条の規定、第二百十一条中有限責任  
事業組合契約に関する法律第七十三条の改正規  
定（「第二百九条の二」の下に「、第二百九条の二、  
第二十二条」を加える部分に限る。）並びに第二  
百十二条の規定、公布の日から起算して一年三  
月を超えない範囲内において政令で定める日

二　第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の  
登記に関する法律第四条の改正規定（並びに  
第二百三十二条）を「、第二百三十二条から第二百三  
十五条、第二十七条及び第十八条の改正規定、同  
法第四十八条の前の見出しを削る改正規定、同  
条から同法第五十条まで並びに同法第八十二条  
条中商業登記法第七条の二、第十一条の二、第二  
百三十二条」を「、第二百三十二条から第二百三  
十五条まで並びに第二百三十九条」に改める部  
分に限る。）、第三条から第五条までの規定、第六  
条中商業登記法第七条の二、第十一条の二、第二  
百三十二条の規定、第二百三十二条から第二百三  
十五条、第二十七条及び第十八条の改正規定、同  
法第四十八条の前の見出しを削る改正規定、同  
条から同法第五十条まで並びに同法第八十二条  
第二項及び第三項の改正規定、同条第四項の改  
正規定（「本店の所在地における」を削る部  
分に限る。）、同法第八十七条第一項及び第二項並  
びに第九十一条第一項の改正規定、同条第二項  
の改正規定（「本店の所在地における」を削る  
部分に限る。）並びに同法第九十五条、第二百十  
一条、第二百八十八条及び第二百三十八条の改正規  
定、第九条中社債、株式等の振替に関する法律  
第一百五十九条第二項第一号の改正規定、同法第  
一百五十五条第一項の改正規定（「（以下この条）  
の下に「及び第二百五十九条の二第二項第四号」  
を加える部分に限る。）、同法第一百五十九条の次  
に一条を加える改正規定、同法第二百二十八条  
第二項の表第二百五十九条第三項第一号の項の次  
に次のように加える改正規定、同法第二百三十  
五条第一項の改正規定（「まで」の下に「、第二  
百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に  
限る。）、同条第二項の表第二百五十九条第一項の  
項の次に次のように加える改正規定、同法第二百三十  
九条第二項の表に次のように加える改  
正規定、第二百三十九条の二第二項第四号」を加える部分に  
限る。）、同条第二項の表第二百五十九条第一項の  
項後段を削る改正規定、第十四条中会社法の施  
行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十  
六条の改正規定、第十五条中一般社団法人及び  
一般財團法人に関する法律の目次の改正規定

付すべき電磁的記録、添付書面の特例)、第二正規定及び同法第二十二十五条の改正規定(「第二十三条の二まで」を「第十九条の三まで」(登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付中投資信託及び投資法人に関する法律第九十三条から第二十四条の二までの改正規定(「第三百五十五条第一項本文及び第四項」の下に「から第六項まで」を加える部分を除く)、同法第一百六十四条第四項の改正規定、同法第一百六十六条第二項第八号の次に一号を加える改正規定、同法第一百七十七条の改正規定(「第二十条第一項及び第二項」を削る部分及び「同法第二十四条第七号中「若しくは第三十条第二項若しくは」とあるのは「若しくは」と)を削り、「第一百七十五条」と)の下に「同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九百九十八号)第一百七十七条において準用する商業登記法」(「と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九百九十八号)」)を削る部分に限る)、同法第四十六条第一項の改正規定、同法第四章第七節中第四十八条の人(「第四十八条の人」を「第四十八条の十三」に改める部分に限る)、同法第八十五条の改正規定、同法第六十五条の次に五条を加える改正規定、同法第九十二条、第七十四条から第七十六条まで及び第七十七条第四項の改正規定、同法第八十五条の改正規定(前号に掲げる部分を除く)、同法第八十七条の四第四項の改正規定並びに同法第八十九条の改正規定(前号に掲げる部分を除く)、第三十八条中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第三十六中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定(同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び第二十二条第五項第三号の改正規定を除く)、第四十一条中保険業法第四十一条第一項の改正規定、同法第四十九条第一項の改正規定(規定中「規定」を「規定(同法第二百九十八条(第一項

のは「保険業法第六十七条において準用する商業登記法第百四十五条」と、同法第百四十八条中「この法律に」とあるのは「保険業法に」と、「(一)の法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る)、同法第八十四条第一項並びに第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定 同法第九十六条の十六第四項の改正規定(「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る)、同法第一百六十九条の五第三項を削る改正規定、同法第一百七十二条及び第一百八十三条第二項の改正規定、同法第二百十六条の改正規定(「、第二十一条第一項及び第二項(印鑑の提出)」を削り、「第十一号及び第十二号」を「第十号及び第十一号」に改める部分及び「において」の下に「、同法第十二条第一項第五号中「会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とを加える部分を除く)、並びに同法第三百三十三条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十三条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十二条第一項後段を削る改正規定並びに同法第三百三十五条第一項後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律第二十二条第二項第七号の次に一号を加える改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第六十五条第三項の改正規定、同法第一百八十三条第一項の改正規定(「第二十七条」を「第十九条の三」に、「印鑑の提出」を「)、第二十一、二十二条第二項第七号まで(に改める部分、「同法第二十四条第七号中「書面若しくは第三十条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」と)を削る部分及び「準用する会社法第五百七十三条第一項」との下に「、同法第一百四十六条の二中「商業登記法(一)とあるのは「資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第一百八十三条第一項において準用する商業登記法(百四十五条)と」を加える部分を除く)、及び同法第三百六条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十八条の規定、第五十条中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五条の三の改正規定(「(第三項

二十二条の改正規定（「同法第三十九条 第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七条各号」とあるの第一項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」とを削る部分に限る）、同法第三十九条 第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第六十九条中消費生活協同組合法第八十一条から第八十三条まで及び第九十条第四項の改正規定並びに同法第九十二条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）並びに同法第八十三条の改正規定（同条第四号中「第五十二条の三」を「第五十七条の三第一項」に改める部分を除く。）、第七十一条中医療法第十四条第六条の六及び第七十条の二十一（第六項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定（同条第四号中「第五十二条の三」を「第五十七条の三第一項」に改める部分を除く。）、第七十二条中農業協同組合法第三十六条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の七第三項「三項ヲ除ク」を「第十七条」に改める部分に限る。）、第八十一条中農業協同組合法第三十六条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条の五の次に一条を加える改正規定及び同法第八十六条第二項の改正規定及び同法第一百三十条第一項第三十八号の次に一号を加える改正規定、第八十五条中漁船損害等補償法第七十一条から第七十三条までの改正規定及定、同法第四十七条の五の次に一条を加える改正規定、同法第八十六条第二項の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第八十七条中森林組合法第五十条の改正規定、同法第六十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項及び同法第八十三条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第八十九条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条第三項の改正規定及び同法第一百零一条第一項第十六号の次に一

に一号を加える改正規定、第九十三条中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第二節第一款及び第一款の款名を削る改正規定、同法第九十二条から第九十五条まで、第九十六条第四項及び第九十七条第一項の改正規定並びに同法第一百三条の改正規定（「、第四十八条」を、「第五十一条」に、「並びに第一百三十二条」を、「第一百三十二条から第一百三十七条まで並びに第一百三十九条」に改める部分及び「同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と）を削る部分に関する）、第九十六条の規定（同条中商品先物取引法第十八条第二項の改正規定、同法第二十九条の改正規定（前号に掲げる部分に限る。）並びに同法第五十八条、第七十七条第二項及び第一百四十四条の十一第二項の改正規定を除く。）、第十九条中輸出入取引法第十九条第一項の改正規定（「第八項」の下に、「第三十八条の六」を加える部分を除く。）、第一百条の規定（同条中小企業団体の組織に関する法律第百十三条规定第一項第十三号の改正規定を除く。）、第百二条中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の改正規定、同章第三節、第一百五十九条第三項から第五項まで及び第一百六十条第一項の改正規定並びに同法第一百六十八条の改正規定（「、第四十八条」を、「第五十一条」に、「並びに第一百三十二条」を、「第一百三十二条から第一百三十七条まで並びに第一百三十九条」に改め、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第一百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一項、「」を削る部分に限る。）、第一百七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第一百十条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

### 附 則（令和二年五月二九日法律第三三号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**（施行期日）**  
（号）抄  
**附 則（令和二年五月二九日法律第六八号）抄**

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

### 一 第五百九条の規定 公布の日 附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超える範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 一 第三十二条の規定及び三百八十八条の規定

##### 二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定 同法第二十五条の改正規定 同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定

（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十二条第一項の改正規定、同法第一百八十二条第一項第一項の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十二条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日